

# 「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案）」に対する意見公募要領

令和7年2月28日  
経済産業省  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業制度企画室

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

発電側課金は、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、制度の詳細設計に関して2023年4月に「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を公表し、2024年4月より導入されました。

また、中間とりまとめの公表以降、発電側課金に関しては、電力・ガス取引監視等委員会の審議会において、以下の内容が追加で整理されております。

- ①各市場・取引における発電側課金の転嫁
- ②発電併設蓄電池における発電側課金の扱い
- ③発電側課金における制限中止割引の廃止
- ④発電側課金における災害時の特別な措置

以上の追加整理があったことを踏まえ、発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、その内容等について追加で反映を行うべく「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

- 「発電側課金の導入について 中間とりまとめ 概要（改定案）」
- 「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案）」

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年2月28日（金）～令和7年3月31日（月）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、意見入力の際は、どの部分についての意見か、該当箇所が分かるようページ数及び行数（例：●ページの■行目から▲行目）を明記の上、意見を記載ください。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。